

水俣市下水道排水設備指定工事店の申請について

◆新規指定の申請受付は随時行っています。

水俣市上下水道局 （下水道工務係）

住所) 水俣市陣内1丁目1番1号

TEL) 0966-61-1626

FAX) 0966-61-1221

メール) jogekomu@city.minamata.lg.jp

◆ 申請受付時に必要とする書類等

… 水俣市公共下水道事業下水道排水設備指定工事店規程第4条による

□ 申請書類

(1) 水俣市下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号）

<添付書類>

- ① 代表者の身分証明書（本籍地の市区町村が発行）
- ② 申請者（代表者）の住民票の写し（住民票記載事項証明書でも可）及び
経歴書（様式は任意）
- ③ 法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
（水俣市水道事業指定給水装置工事事業者の申請を同時期に行う場合は、
一方を写しでも可）
- ④ 工事の施工に必要な設備及び機材を有していることを証明する書類
（一覧表及び写真など）

(2) 事業所の平面図及び付近見取図（様式第2号）

<添付書類>

- ① 事業所の写真（外部及び内部の状態がわかるものを数枚）

(3) 専属責任技術者名簿（様式第3号）

<添付書類>

- ① 責任技術者証の写し
- ② 雇用関係を証明する書類の写し

◆ 申請手続きの留意事項

- (1) 申請書類等に不備があった場合、受付ができないこともあります。
- (2) 申請に虚偽の事実が判明した場合、指定の取消しとなります。
- (3) 申請受付後に、必要に応じ書類等の提出を求める場合もあります。

◆ 水俣市下水道排水設備指定工事店証の交付

- (1) 水俣市下水道排水設備指定工事店として指定する際は、証書を交付します。
- (2) 交付前には指定手数料として、10,000円を納付していただきます。
- (3) 指定の有効期間は、指定を受けた日から5年となり、更新時にも同様の書類と指定手数料10,000円の納付が必要となります。
- (4) 水俣市下水道排水設備指定工事店証の再交付（棄損又は紛失時）は、手数料が3,000円必要となります。
- (5) 指定手数料納付後の取下げ及び指定の有効期間内の指定辞退による返金はいりません。

◆ 指定事項の異動（変更）等の届出

… 指定事項の異動（変更）等があった場合、水俣市下水道排水設備指定工事店異動届（様式第7号）を下表の添付書類と一緒に速やかに提出してください。

異動事項	指定工事店証	登記簿謄本	専属する責任技術者証の写し	代表者の経歴書	代表者の身分証明書	住民票の写し（住民票記載事項証明書でも可）	事業所の平面図・付近見取図・写真	固定資産物件証明書（建物登記簿謄本でも可）又は賃貸借契約書の写し
商号（組織）	◎	◎	◎					
氏名（代表者）	◎	◎		◎	◎			
責任技術者			◎					
住居表示	◎					◎		
電話番号								
事務所移転	◎	◎					◎	◎
事務所（仮）移転							◎	◎